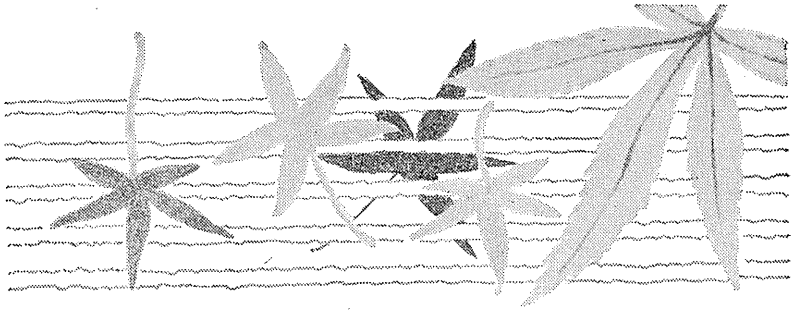

文部時報

昭和五十八年十月
第一二七七号

特集■文化庁15年

魂の文化と才の文化……安嶋　彌…4
▽座談会
文化庁15年の歩み――回顧と展望――……8
（出席者）安達　健二・内村　直也・濱田　隆
（司会）浦山　太郎
文化の振興方策……遠山　一行…24
これからの文化財保護……田辺三郎助…29
▽提言
文化行政への期待……35
伊藤　京子・齋藤　正・斉藤　博・谷口　知平
永井　路子・福原　匡彦・三浦　朱門・宗廣　力三
渡辺　保忠
▽施策解説

文化行政の施策と課題……加戸　守行…47
文化財保護行政の施策と課題……久保庭信一…54
▽資料
文化庁15年史年表……61
文化庁予算の伸び……65
●海外教育ニュース……大臣官房調査統計課…66
全州教育協議会（ECS）、教育改革に関する中間報告書を発表（アメリカ合衆国）／教員養成課程の全国的基準、公表（イギリス）／中学校に関する「ルグラン改革」始動（フランス）／オンタリオ州、学校コンピューター導入のための総合的政策を発表（カナダ）／EC、教員・職業訓練におけるコンピューター使用の推進にイニシアティブ（国際）／全高校生にコンピューター教育（ノルウェー）
●文部省のまど
昭和五九年度文部省所管予算の概算要求……大臣官房会計課…71
二一世紀への留学生政策に関する提言について……学術国際局ユネスコ国際部留学生課…76
著作権審議会第一小委員会の審議結果について……文化庁文化部著作権課…88
「青少年に関する相談事業実施機関の調査」の概要……社会教育局青少年教育課…92
文化財紹介●福永家住宅（宮沢智士）
名作シリース●少女（解説　原田　実…53）

表紙　小林敏子　カット　赤羽根秀一

座談会

文化庁15年の歩み

回顧と展望

出席者（敬称略・発言順）

安達　健二
（東京国立近代美術館長）

内村　直也
（劇作家）

濱田　隆
（奈良国立博物館長）

＜司会＞
浦山　太郎
（国立劇場理事）
（座談会当時文化庁次長）

文化庁創設のころ

浦山（司会）　お忙しいところをお集りいただき誠にありがとうございます。昭和四三年六月一五日に文化庁が設置されてから今年でちょうど一五年を経過いたします。そこで本日はこの間の文化行政の歩みを回顧するとともに今後を展望し、一五周年記念の一つの形にいたしたいと思います。

文化行政はご存知のように、大きく分けて、文化を振興・普及する面と文化財を保護する面の二面からなるわけですが、最初にまず、元文化庁長官で、文化行政に長い間携わってこられた安達館長に文化庁が創設された背景等について少しふれていただきたいと思います。

安達　当時、佐藤内閣が行政改革の一環として各省一律に一局削減という方針を出し、各省とも非常に悩んだ。当時の国の文化に関する行政組織としては、昭和四一年に文部省の内局として文化局が設置されていた。一方、文化財保護委員会が昭和二五年に設置され、事務局があった。そこで文部省の一局削減として出された案が、文化財保護委員会を廃止し、その事務局と本省の文化局を統合し文化庁という新しい外局を作るということでした。ですから、文化庁の開設は行政改革の申し子のようなことだったわけです。

しかし、文化庁創設という方針は、国が文化に対して積極的に対応するということだと、一般からは非常に歓迎されいい結果をもたらしました。当時の関係者もそういう意気込みで臨みました。

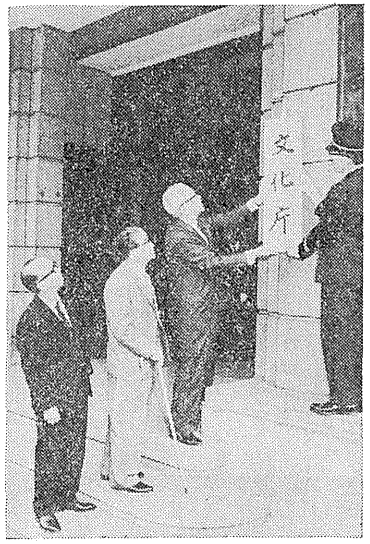

文化庁発足の日

浦山　文化庁の当時の予算が約五〇億円。現在は約四〇〇億で、八倍ぐらいになっていますが、文化庁の存在が、この一五年の間に非常に大きくなってきたということでしょうね。

安達　文化に対する期待なり願望を国民が持っていたわけで、それに対応した形で、そういう情勢に適合していったということが基本的に言えるかもしれませんね。

内村　そうですね。ちょうどタイミングがよかったんじゃないですかね。

芸術鑑賞機会の充実

浦山　ところで、文化行政の歩みの中で、地方の文化の振興については、当時から今日に至るまでいろいろな施策が打ち出されてきたわけです。大きく分けて、芸術鑑賞機会の充実、参加する文化活動、地方文化行政体制の整備など挙げられると思います。

安達　地方の文化の振興で最初に取り上げられたのは、芸術鑑賞機会の充実の方策ですね。この一五年間に随分変わってきました

が、地方では生の芸術に接する機会が非常に少ないのが問題でした。それを解決すべく取り上げられた最初のものが青少年芸術劇場で、それから移動芸術祭、こども芸術劇場が始められたと記憶しております。

浦山　青少年芸術劇場が四二年度で、移動芸術祭が四六年度、こども芸術劇場が四九年度に始まりました。

安達　優れた芸術、例えばオペラにしろバレエにしろ、こどもや青少年が初めて見ると大変感激しますね。現代日本の芸能界には、地方出身のタレントが多くいるわけで、日本の文化の原動力はまさに地方にありますね。ですから、地方のこどもや青少年に対して、若いときに感動を与えることは、大変意味があると思いますね。

浦山　そうですね。例えば青少年芸術劇場ですと、創設当時、種目は、オペラ、能・狂言、文楽、新劇の四つだけでしたが、オーケストラ、バレエ、歌舞伎、邦楽・邦舞、大衆芸能が次第に種目に加わり、現在、九種目になっています。それから、沖縄の公演とか離島・へき地の公演を増やすとか、こういう形で拡充してきております。これらの事業は文化庁の行政の中でも成功したものの一つと言えるのではないでしょうか。

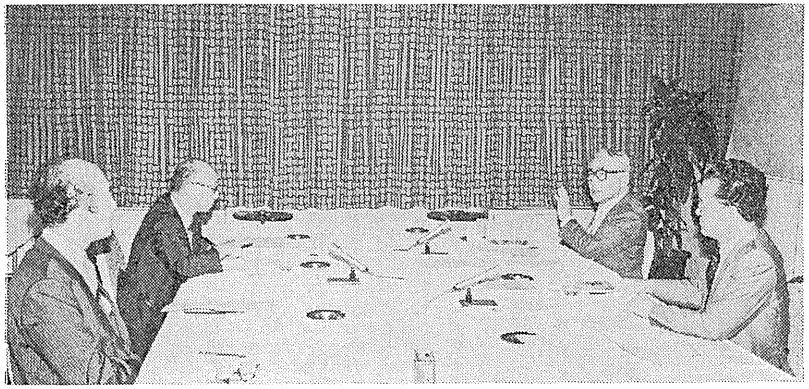

安達　こども芸術劇場や青少年芸術劇場、あるいは移動芸術祭で地方を回りますと、今度は文化庁とは関係のない民間の力によって、芸術鑑賞機会が創り出されるというチャンスが増えてくるわけですね。だから文化庁の分だけでは回数が少ないですが、それと並行して行われる自主的な地方公演が大きな力になっていると思いますね。

内村　文化庁でこういう事業をやりますでしょう。そうすると民間でも、私たちもやろうということで、どんどんやるようになりますね。そういう引き出し役になりましたね。

参加する文化活動

浦山　優れた芸術鑑賞の機会の充実と並んで、参加する文化活動ともいうべき地方芸術文化活動についての補助は、五二年に高校の演劇・音楽・邦楽祭に対して補助を開始したときから始まっており、都道府県の美術展とか、総合的な芸術文化行事とかにつき、現在補助をしています。

安達　芸術は鑑賞することから出発するわけですが、だんだん時代が進むにつれて、ただ鑑賞するだけではなくて、自分でやってみるとか、参加するという方向に考え方が進んできたわけですね。ですから補助事業が一つの基盤になり、またそれに触発されて自分たちで演劇や展覧会が行われるというようになってきていると思いますね。

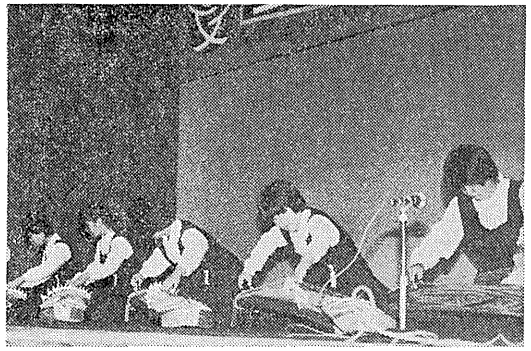

第７回全国高等学校総合文化祭

また、国体だとか高校総体と同じように、各県持ち回りで全国高等学校総合文化祭を行っています。今年は山口県で開催されました。参加した人の話を聞きますと、ほんとうにびっくりするぐらい多彩な芸術文化活動が行われて、マスコミが報道しないのは惜しいという声が出るほどの評判でした。ですから、そのことについての文化庁のＰＲがやや足りないのではないでしょうか。（笑い）

地方文化施設の充実

浦山　地方における芸術文化活動の活発化と関連して、地方文化施設である文化会館がまた非常に増えてきております。現在、全国で六〇〇あまりの文化会館があると言われており、そのうち文化庁が補助をしてできたのが二四六館あります。また近ごろは大変立派なものが全国あちらこちらにできてるようですが、このことについて内村先生はどんなご感想をお持ちでしょうか。

内村　非常にみんな喜んでますね。タレントとか関係者たちは、地方の文化会館は大変いいと言っています。音響、照明、いろんな点で非常にいいんじゃないですか。だからまごまごしていると東京の劇場よりも地方のほうが設備がいいということになりかねませんね。それぐらいよくなりました。

浦山　一方では、文化会館の利用度が少し低いのではないかという批判が美術館と並んであるようですが。そのへんはいかがなんでしょうね。

内村　少し大きすぎる施設もあるのではないかと思いますね。もっと小さくして利用頻度を高めたほうがいいと思われる会館もありますね。

ソフト面の充実

安達　施設の整備は着実に進んできており今度はそこでどういうものをやるかというような、いわゆるソフト面での充実、つまり器はできたからあとはいかに内容を盛るかがこれからの課題でしょうね。

浦山　ソフト面の充実の方策については、文化庁でも近ごろは大変力を入れております。例えば、昭和四八年度から行っている地方文化施設技術職員研修会をはじめ、五七年

度には、公立の文化会館の運営研究協議会、美術館等の運営研究協議会あるいは公私立の美術館の学芸員等の専門研修を一斉に始めております。

安達　文化会館の運営の問題ですが、実際に地方の文化会館の運営に当たる人が、芸能関係の基本的な知識とか、いろんなことをある程度知っていていただかないと、なかなかうまくいかない。こういう情報などを十分地方の文化会館の運営責任者に伝えて、研究してもらうことは大事なことだと思いますね。

それから最近は公立の美術館ブームということが言われておりますが、コレクションをどうやって作っていくか、専門職員をいかにして確保していくかという二つの課題があります。コレクションはある程度お金をかければできますが、専門の職員の確保が長期的にみて一番必要だと思います。その意味で学芸員等の専門研修を始められたことは非常にいいことです。文化財関係については前からありましたね。

濱田　文化財の取扱いを中心とする博物館職員研修はもう十数年やっています。

安達　学芸員という制度が博物館法に規定されていますが、博物館の中にはいわゆる古美術の博物館、自然科学の博物館、その中には動物園、植物園が含まれるわけですね。それから美術館、歴史の博物館などいろいろな種類があります。学芸員というのはその全部に共通するわけで、基礎資格がどうもはっきりしていない。例えばフランスですと、ルーブル博物館の中に研修専門の施設があり、そこを出た者でないと一般の美術館に勤められないようになっています。これからはそういう専門的な機関が必要ですね。図書館職員については、最初は図書館職員養成所というのがあり、それから図書館短期大学、いまは図書館情報大学になってますね。ですから、将来は美術館職員大学のようなものを作っていただく。その前提として、研修所のようなものを考える。そういう方向に向かってもらいたいと思いますね。

濱田　いま大学で学芸員の資格を取得する者は大変な数です。有力な大学には大抵そのコースがありますから、おそらく年間数百人もの人が資格を取ると思いますが、それはちょうど花嫁修業のようなもので、すぐ博物館に役に立つわけでなく、実際はその中のごく少数の人が、さらにいろいろな経験を積んだ上でやっと博物館に入ることができるという厳しい世界です。いまの大学の学芸員コースが一般教養に傾きすぎているきらいがあり、むしろ大学院クラスのところで資格が取れるほうがいいのではないか、という感じがします。ひいては安達館長が言われたように、むしろ博物館研修施設、あるいは博物館大学のような、もう少し高いランクの養成機関があっていいと思いますね。

地方文化行政体制の整備

浦山　中央もそうですが、全般的に地方の文化行政体制を今後とも整備をしていくことが必要だと思います。文化庁ができたためと申しては少し大げさかもしれませんが、文化庁創設の四三年には都道府県の文化行政の専管課は七県にしかなかったのが、五二年になると全部の都道府県の教育委員会に文化の専管課が設置され、文化行政全般の体制はかなり整ってきたということが言えると思います。もっとも課ができたから、それでいいと

いうことでは必ずしもないわけで、文化庁では、五三年度から文化財行政基礎講座、五七年度から芸術文化行政基礎講座を設けて、職員の研修の機会を作っておりますが、今後も県から市町村に及ぶ文化行政体制を内容的にも充実していく必要があると思います。文化行政体制の整備については安達館長が文化庁にいらしたとき、随分ご努力をなさったんじゃないでしょうか。

安達　そうですね。やはり中央に文化庁ができたことに加え、全国的なネットワークが必要なので、地方、少なくとも都道府県の教育委員会に文化のことを考える課が必要だということを、教育委員会の協議会などにいろいろとお願いして回りました。いま言われたように全都道府県に文化の主管課ができたのは大変うれしいことだと思います。ただ、それが教育委員会の中でいいだろうかというような疑問を出す人もおられるようですが。

浦山　教育委員会を充実させ文化教育委員会みたいにする考え方と、知事なり市町村長なりの部局のほうにといいますか、にもといいますか、そういう文化担当の組織を置いて県なり市町村全体の力でやったほうがいいという考え方の二つがあります。

内村　教育というと教えることが主で、文化というと教えるのではなくて楽しむものだということで、割り切って考えることも出来ます。教育委員会では教えるというのが主体になってしまって、芸術などを楽しむというような要素が少ないのだろうと思います。

安達　いま内村先生が分析されたように、教育というのは教えることで文化というのは楽しむことだというように割り切れないところもあって、教育の中身自体をもっと文化的にするということも考えなければいけないという面がありますね。もっと教育委員会自体の構成を、例えば内村先生のような人に委員になってもらうとか、もう少し広くしていくことが、対応の一つの方法だろうと思いますね。

もう一つは、例えば美術館を建てるとか、あるいは文化会館を建てるということになると、知事なり市町村長の行政の大きな成果になりますので、知事とか市町村長が一生懸命になるというところがあるわけです。そういう面から知事あるいは市町村長の部局でやるほうがいいという考え方も一つあります。現在の建前では文化行政は教育委員会がやることになっているから、やはり教育委員会自体が文化を担当するにふさわしいのだというように考え方を切り換えていく必要があると思います。教育委員会自体の文化化というようなことが必要ですね。

内村　現在の教育委員会を変えて、文化と教育の両方がわかる人を委員にするというのなら、私も大賛成です。

創作活動の奨励

浦山　芸術文化振興のもう一つの大きな柱として、創作活動の奨励があります。芸術祭、優秀映画の製作奨励、芸術家の研修、芸術関係団体に対する補助などの事業がこれにあたります。

芸術祭は戦後の荒廃した世の中に芸術文化の灯をともすべく今日出海（こんひでみ）先生の提唱で始められました。昭和二一年に始め、翌年に参加公演が、四四年には協賛公演が始まっています。そのほか四三年、つまり文化庁発足のときには明治一〇〇年記念のアジア民族芸能祭が、また五〇年には芸術祭三〇周年記念のアジア民族芸能祭が開催されるなど、いろいろと広がってきております。その間、時々の状況に応じいくつかの改善がなされてきたわけですが、六〇年が四〇周年にあたりますので、それを機会にもう一度芸術祭の在り方を見直したらどうだろうかということで、芸術祭懇談会において、内村先生に座長をお願いして現在検討を行っています。

内村　芸術祭はお祭りなのか、それともコンクールなのかということでいろいろ問題になっている。また、初めは実演芸術を中心に芝居と舞踊というものだけで始め、その後媒体手段の発達普及に伴い、映画とかラジオ、テレビというものが入ってきました。いまの芸術祭は総花的になっておりますから、もっとこの点を整理するとともに、例えば毎年開催するというよりも芸術の分野ごとに一年おきにするという考え方も出されています。

安達　芸術祭についてはいろいろの批判はありますが、四〇年近くも続いてきたというのは、ある意味ではお役所仕事のいい面でもあると思いますね。これがもし民間の手によるものであったら、とっくにやめになっているだろうと思います。芸術祭は日本の文化史上で大変大きな意義があると思いますので、そういうことも含めて、芸術祭懇談会において今後の在り方について御検討をいただきたいと思います。

内村　おっしゃるとおりです。確かにお役所がやったから続いたんですね。ただし、いまちょっとマンネリになっているところがありますから、それを整理というか抜本的に見直す必要がありますね。

浦山　その点については、優秀映画の製作奨励とか芸術家の研修とか、芸術関係団体補助についても同じような態度が必要だろうと思います。

優秀映画については、優秀劇映画一〇本、こども向けテレビ用優秀映画五本を選定し、一本について一、〇〇〇万円及び六〇〇万円をそれぞれ交付しています。五七年度は例えば優秀劇映画ですと「未完の対局」とか「蒲田行進曲」とか、こども向けのテレビ用優秀映画だと「南の虹のルーシー」とか「サザエさん」とか、こういったのが選ばれているわけです。

芸術家の研修は在外研修と国内研修がありまして、どちらも現在では毎年三四人ずつ選ばれております。こういった研修を受けた人たちの中から指揮者の若杉弘さん、オペラの演出家の栗山昌良さん、バレエの森下洋子さんなど、優れた方が多数出てきております。

それから芸術関係団体の補助金も、オペラとか交響楽団とかに出しており、水準の向上など大きな効果を上げてきていると思います。ただ、こういった点についても、やはり先程おっしゃったようないろいろな面から改善の努力が常に必要だろうと思います。

安達　優秀映画製作奨励は文化行政の中でも非常に特色ある、また効果があった制度じゃないかと思います。例えば、今度カンヌ映画祭で今村昌平さんの「楢山節考」がグランプリを取りました。最近映画は少し持ち直してきて、映画館に人が前より入るようになったという記事を新聞で見ました。こういう優秀映画の製作奨励の効果はそうはっきりわかりませんが、独立プロなどを支えてきた意義は特に大きいだろうと私は思いますね。

内村　日本の産業が自動車とか何かを輸出していますが、これからはむしろ文化をどんどん輸出しなければだめだと思います。優秀映画もどんどん海外に紹介するといいと思いますね。日本は文化的には輸入超過の国ですから、今後は輸出超過にしなくてはいけないですね。

著作権・国語・宗務行政

浦山　文化行政には芸術文化のほかに著作権とか、国語施策とか、あるいは宗務行政といったようなものがありますが、これらはそれぞれ独自の分野でして、難しい面も多々あるように思われます。

例えば、現在ですと著作権法についての改正等が問題になっており、著作権審議会で安達館長も委員として、いろいろとご審議いただいておりますが、それらについて少しお話しいただけるでしょうか。

安達　ご承知のように現行著作権法は、昭和四五年に七〇年ぶりに改正されたわけですが、私は、芸術家や著作者が保護されるというのは文化の基本問題だと思いますね。この点をやはり充実していかなければいけません。テープとかビデオとか、そういうものが発達して家庭内で簡単に複製できるということが、いま特に問題になっている。その録音なり録画の機器を作ったメーカーからでも、あらかじめ著作権料をもらっておいて、それを著作権者にわたすというようにするとか根本的な解決をしなければならない時期にきています。西ドイツなどでは、もうそのように法制化されています。

また最近は、貸レコードの問題があります。貸レコードは若者たちにとって大変便利なんですが、著作者やレコード製作者などの利益が侵害されるということで、それをどう防ぐかについても検討が進められております。あるいはコンピュータソフトですね。そういうものにも著作権を考えていかなければならないという時代になってきました。

浦山　国語の関係では、昭和四一年に国語審議会に国語施策の改善の具体策について諮問がなされ、四七年に当用漢字の改定音訓表、改定送り仮名の付け方の答申、さらに五六年には常用漢字表の答申がなされ、現在は現代かなづかいについての審議を国語審議会で行っております。この国語施策について

は、内村先生も国語審議会の委員として活躍され、ご関心の深いところだと思いますが、この点いかがでしょうか。

内村　私はいま「美しく豊かなことばの普及」というビデオテープを作る委員会の委員長をやっています。非常におもしろい仕事で、これを作って何とかして日本語に、国民みんながもっと誇りを持つようにしたいですね。日本人はどうしても西洋文化に対して劣等感を持っていけません。日本語には漢字と平仮名、片仮名があるということが、非常にいいんだということ、そしてもっと美しく豊かな表現が日本語にあるんだということを、みんなが感じるテープにしたいと思って、いま一生懸命やっております。

浦山　それから宗務行政につきましても、難しい問題があるようですが、安達館長、この点いかがでしょうか。

安達　そうですね。宗教法人法の基本的なねらいは、個々の宗教法人が宗教を支えるこの世的な仕事を適正かつ責任を持って処理するという前提の達成です。したがって、個々の、あるいは包括宗教法人等の人たちに、自分の法人を適正かつ合理的に運営していくにはどうすればよいかについて考えさせることが、宗務行政の中心問題だろうと思います。その点については、従来から、いろいろ講習会などで徹底が図られています。

この一五年間、特定の宗教団体について問題がいろいろとあり、非常に複雑で、難しい問題を含んでいて、宗務行政はあまり表には出ませんが苦労のある仕事だと思いますね。この間の宗教に関する一般的な問題としては、いわゆる地鎮祭に対する地方公共団体のかかわり合いの問題、これについては昭和五二年の七月一三日に地鎮祭を地方公共団体が主催しても憲法違反ではないという趣旨の判決が出ております。また靖国神社問題に文化庁としてどう対応するかというのが、私が文化庁にいるときからの、非常に難しい問題でした。

浦山　やはりどこの国でも、また歴史的にみても、国家と宗教との関係は、なかなか難しい問題を含んでいるわけですから、文化行政としては慎重に対処することが、一番大事な点で、その際にもやはり宗教の動きをちゃんとよく見て理解しておくことは非常に要請されるところだろうと思いますね。

安達　国家と宗教について言えば、日本の憲法は国家と特定宗教との結び付きは禁じています。しかし、宗教全体に対しては国は一種の好意的な態度を持っていると言えるのではないかと思います。例えば宗教法人の財産には税金がかからないのはその一つの現れではないでしょうか。ですから、個々の宗教に関与するということでなくて、全体的に宗教を大事にしていくという気持ちが我が国にあると思います。

内村　私はそういう気持ちはあると思いますよ。それがなくちゃいけないと思います。宗教は人間にとって必要で、この気持ちを大事にしていくことです。

濱田　宗教と習俗というものとが一緒に考えられすぎているようなところがあって、宗教的習俗までがいかん、という傾向があるのではないでしょうか。基本的に、宗教的心情というものは伝統的にあるわけですから、そういうものは大事にされなければいけないと思いますね。

文化財保護法の改正

浦山　文化行政のもう一つの大きな面である文化財保護に関しては、戦後、いろいろな歴史を経て現在に至っております。その一つとして昭和五〇年の文化財保護法の大改正があり、その成果として埋蔵文化財の保護制度が整備されたこと。民俗資料の名前が民俗文化財という名前に改められたこと。集落町並みの保存を図るため伝統的建造物群保存地区制度を創設したこと。また、文化財の保存技術の選定制度を創設したこととか、都道府県に文化財保護審議会と文化財保護指導委員制度を置くようにしたことです。これは安達館長が文化庁長官時代に行われた大改正ですね。

安達　この改正案自体は議員立法でしたが、私自身なり文化庁なりが一生懸命にその実現に努力したつもりです。文化財保護法は昭和二五年に議員立法として成立して、二九年に政府立法（その時私は担当課長でした）で改正が行われ、五〇年のが二回目の大きな改正ということになります。その時は文化庁はその議員立法の原案や資料をつくったり、各省との調整を図ったりして協力したということになってるわけですね。

いま言われたような点が解決されたわけですが、一番大きいのは、埋蔵文化財の制度で事前協議制というものを創設したということだと思いますね。発掘届出等の件数が最近非常に増えました。昭和四三年度が八三一件であったのが、五七年度には約一四、〇〇〇件となり、これを処理することは文化庁にとって大変な仕事だろうと思いますね。それが最近、大体うまくいっている大きな原因は事前の協議をして、あとでごたごたしないようにしたということだと思います。

もう一つ大きなことは、地方公共団体の埋蔵文化財担当職員が非常に充実されたことですね。昭和四五年度が一三一人であったのが、五七年度には約二、四〇〇人というように非常に増えているわけですね。また奈良国立文化財研究所では埋蔵文化財専門職員の研修を盛んにやっておられます。このように地方の組織が充実してくると、地方の個々の問題は地方で処理できるようになってきた。そういうことがこれだけ多くの件数をうまく処理している原因でもあると思いますね。

それからもう一つ加えると、民俗資料、特に無形の民俗資料、つまり郷土芸能のようなものや行事のようなものは、従来ですとそのままの形で保存するのは難しいのじゃないか、生活様式が変わればやむをえないという考え方だったんですが、五〇年の改正で、民俗資料の名前をかえて民俗文化財とし、これも後世まで伝えなければならない大切なものだというふうに考えを変えた点が大きいと思います。その他いまご指摘の集落、町並みの保存とか、選定保存技術というのもありますね。

濱田　こういうものは当然保護しなければいけないというものが、改正前の法律では保護できなかった分野もあったと思います。埋蔵文化財の問題が一つの出発点になったと思いますが、例えば有形文化財の場合ですと、建造物の集落、町並み的なものは従来指定できなかった。そういうものを何とかしなければという、いわば環境保全的な意味もあったと思います。そのほかでも歴史的な価値のあるものについては、従来指定しにくかった。つまり、美術的に価値が低いものですから、一点主義的な指定ではとらえにくいということです。そういうような歴史的に価値あるものを指定しようじゃないか。それから、埋蔵文化財の発掘がどんどん進み、考古遺品等が一括してたくさん出てくるわけです。そういうものは単体ではなくて、包括して保存していこうということですね。言うなれば、点から線へ、例えば町並みなんていうのはまさに線的保護だと思いますが、さらに集落のような面的な保護もできるように、一種の転換点になった改正ではないかと思います。

したがって、この改正によって、いままで若干欠落のあった文化財保護がまんべんなくできるようになったのではないかと、私は大変評価しています。例えば美術工芸品等の指定でも、一品指定から包括指定的なものが増えてきました。一例ですが、久能山の東照宮にある徳川家康が使った一そろいの遺品、相当な点数になるわけですが、そういうものも一括して指定できるようになったという効果は非常に大きいものがあると思います。

高松塚古墳壁画

あいつぐ文化財の発見

浦山　この法改正の前後の昭和四七年には

高松塚古墳の壁画が発見され、昭和五三年には稲荷山古墳から出た鉄剣の文字、五四年には太安萬侶の墓、五六年にはヤンバルクイナが発見されました。最近では奈良の山田寺跡の回廊の建物の遺構が発見されました。振りかえってみても次々に重要な発見がなされてきております。

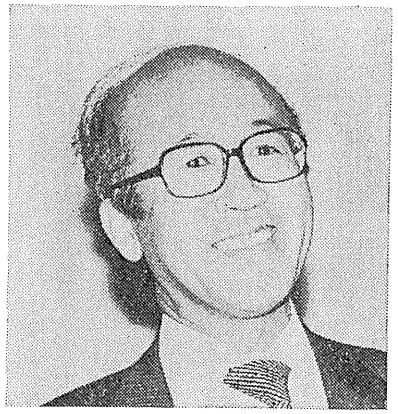

濱田　ほんとうに胸が沸くような発見がいくつもありましたね。例の飛鳥の水落遺跡、これは天智天皇の漏刻の遺跡とみられるわけですね。あれも大変な発見だと思います。それから例えば冷泉家のあの古い典籍類ですね。その中から俊成とか定家の自筆のものがたくさん出てきたことも、大変な発見でした。ですから、文化庁発足以後の発見には、スケールの大きいものがひしめいています。埋蔵文化財などの調査、発掘の量が増えてきたということが、結果的にはこういう発見にぶつかる可能性が高くなったということであろうと思います。

浦山　かなり古代史の認識を改めたと言えましょうね。

濱田　これらの発見の意義は大変なものだと思いますね。

内村　やはり技術が進歩するにつれて、どんどん出てくるのではないでしょうかね。

安達　稲荷山の鉄剣の文字などはほんとうに技術の進歩でわかったようなものですね。鉄剣自体は前に発掘されているわけですが、見れど見えずという場合もありますからね。前だったらわからないまま終わっていたものが、今だからわかるようになった。それはやはり学問なり技術が進歩してきた。また一般の人々の関心が高まってきた。そういうことがいろいろ相乗して、このようになってきたと思いますね。

浦山　史跡の買い上げも時代の進展に対応して進んできたと思いますが、ただ公共事業のほうも相変わらず盛んに行われてますので、そっちの側からはもっと何とかならないのかという要望がいろいろと出ているようです。

安達　これはなかなか難しいですね。発掘調査するほうでは十分時間がほしい。工事する側からは早くやってくれという要望が出る。この点について、現場では非常に苦しむわけです。しかし、この点は一面で工事をする方にも理解を持ってもらわねばいけないし、こちらのほうもある程度急いでやらなくてはいけないという、その両方が協力していくことが重要ですね。

濱田　一般の世論の高まりが、濫開発等に伴う埋蔵文化財の破壊に対して、いろんな歯止めをかけていくケースが非常に多くなりました。

安達　文化庁の「美をもとめて」というテレビ番組で美術館や博物館の活動などを紹介しているのは大変結構だと思いますが、例えば遺跡などが発見された場合に、特集番組でもってそれを放送していただきたいと思いま

す。

濱田　地方の文化財、あるいは地方の文化の紹介にもう少し力を入れることができればいいですね。

安達　そうですね。同時にそういうものが全国的に紹介されると、地方の誇りになってくる。そういう誇りを持つことが同時に文化を守り育てる契機になりますね。

文化の国際交流

浦山　ところで先年来、臨調でも、文化庁が文化の国際交流にもっと力を入れるべきだという議論もありました。ただ文化庁としては従来から、いろいろな点で努力してきたのに、PR不足も手伝ってか理解されなかったという面もあるかと思います。

文化の国際交流には、一つは文化政策に関する国際会議、もう一つは美術の展覧会、さらに人物の交流などがあります。文化政策に関する国際会議については、昭和四五年にイタリアのベニスで文化政策政府間会議があり安達館長が出席されました。三年後の昭和四八年にアジア地域文化政策政府間会議がインドネシアのジョグジャカルタで開かれ内村先生が政府代表顧問で出席されました。それから昨年メキシコで第二回の世界文化政策会議が開かれ、このときは私が代表団の一人として出席しました。

第2回世界文化政策会議（1982年，メキシコ市）

安達　ベニスの世界文化政策会議の中で記憶に残っているのは、「ライト・トゥ・カルチャー」ということが強調されたことです。ライト・トゥ・カルチャーというのは文化に接近する権利で、つまり文化は王侯貴族や有産階級のためのぜいたく品ではなく、国民一人一人が広くそれを享受する権利があり、文化は庶民の生活必需品であるということが会議で高くうたわれました。これはやはり文化政策の基本だと思いますので、今後もこの点を確認していただきたいですね。

内村　インドネシアの会議に出てつくづく感じたことは、アジアの国にはそれぞれの文化があり、西洋文化だけを追いかけ回していたのではいかんということです。ことにアジアの文化と交流しなくてはいけない、ということを感じましたね。

浦山　日本はアジアの一国でアジア的な伝統を持っているのと同時に、西洋文化を欧米の先進国以外では一番早く受け入れて発展させたという面がありますね。私も昨年世界文化政策会議に出席しまして、南北とか東西であるかを問わず、各国の掛け橋になり得るし、またなっていいんじゃないかという感じを持ちました。

安達　首相などが東南アジアの諸国を訪問して外交や経済など国家的に重要なことを協

議される。総理大臣は何かと忙しいですから、あまり暇はないんだと言われるかもしれませんが、まず第一にその国の自慢とする文化財をみたり、伝統芸能などを鑑賞していただきたいですね。それが非常に相手国の人たちにとってもうれしいことだし、日本人にとってもそういう文化を再認識する刺激にもなると思います。

浦山　それから展覧会による国際交流ですが、これは海外展と国外のものを日本に持ってきてやる展覧会と両方あります。例えば、昭和五三年から五四年にかけて西ドイツで巡回展をした日本陶磁器名品展とか、ニューヨークで五六年に法隆寺の宝物展、五七年の日本彫刻展、そしてことしは絵巻物展が開かれます。それから、昭和四九年には例のモナ・リザ展が東京国立博物館で行われて、非常に反響を呼んだというようなことがあって、この面での交流も盛んになってきたような印象を受けるわけです。

安達　いまあげられたものは直接文化庁が実施した展覧会ですが、このほかに文化庁の協力を得てやるものもある。例えば、イギリスの最近の「江戸展」ですね。ああいうのは国際交流基金が経費を出しておりますが、文化庁の職員が実に骨を惜しまず働いて、はじめて成功しているわけです。

濱田　先程文化の輸入超過のお話がありましたが日本の古美術だけは輸出超過の一つだろうと思います。しかし、反対給付として当然向こうの西洋美術をこちらへ拝借をすることに結局はつながるわけです。

アメリカあたりはこの三〇年来日本の古美術を最もよく理解し、愛好してきました。しかも昭和三〇年代ぐらいまでは日本古美術をいわば通観する展覧会を希望してきていたのですが、最近の十数年はほとんど各論になってきました。例えば陶磁展とか、書の展覧会とか、あるいは琳派や屏風絵の展覧会とかいうふうに、向こうも専門化してきているという傾向があり、非常に理解の度が深くなってきています。

ただ、若干難を言うとヨーロッパのほうへの紹介が少ない。さらにアジアへの紹介が皆無という問題があります。ただ芸能などについてはアジアにもおそらく紹介があったと思います。古美術の場合は材質的な問題もありますが、アジアへの日本紹介の機会が少なかったのではないでしょうか。韓国、中国を含めて、文化庁がやったケースは残念ながらありません。

国立文化施設の整備

浦山　国立文化施設の整備についても文化庁は従来からいろいろと力を入れてきています。最近では例えばことしの九月一五日に、国立能楽堂が東京に開場いたしましたし、来年三月には国立文楽劇場が大阪に開場する予定です。それからごく最近では国立歴史民俗博物館。これは文化庁が大変力を入れてやってきました。それから今後の課題としては、第二国立劇場を東京に作ることです。

内村　文楽劇場を大阪に作ったのはよかったですね。大阪の人は非常に喜んでますよ。

安達　文楽のせりふは大阪弁だといいますね。だから、後継者の養成なども現場で次第にやられるようになると思います。文楽の古来の姿をとどめるためにね。

内村　第二国立劇場もぜひとも早く実現してほしいですね。

浦山　はい、強力に進めたいと思っており

58. 9. 15　国立能楽堂開場記念式典における弓矢立合

ます。

安達　浦山次長があげられた第二国立劇場にいたるまでの国立文化施設整備のプランは私が文化庁にいた当時から構想していたもので、第二国立劇場を完成したら、国立文化施設の新しい構想をそろそろ諜ってもらいたいですね。

今後の展望と課題

浦山　ここしばらく文化の時代の到来ということが言われてきています。最後にその点とからめまして、文化に対する態度というか、あるいは今後文化行政がどういった方向にいくべきかといったことについてのお話しをいただきたいと思います。

内村　私は昭和五〇年から二年間文化行政長期総合計画懇談会の会長をやりました。そこで文化拠点の多極集中化ということを提言しました。これは東京だけじゃなくて地方にも拠点を設けよということです。これがある程度まで実施されてきたんじゃないですかね。

安達　だんだんそういうふうになってますね。芸術祭を大阪でもやるとか、漸次ですね。

内村　文化会館を作るのも地方に拠点を設けることの一つですからね。

安達　もう一つは、文化とは何かということで、われわれの分野の芸術、文化について考えるのは当然ですが、同時に社会教育という面の問題もある意味で文化の一つの領域に入るのではないでしょうか。例えば大型公民館は文化会館と実質的に違わないわけです。それから昭和五四年の中央教育審議会の答申などでも、文化については、芸術、文化はもとより社会教育、生涯学習とかスポーツとか、そういうものを含めて広く考えていかなくてはいけないということも言ってますから、そういう面を含めて文化庁でも、少し視野を広くしていって全体の中で文化を考えたほうがいいのではないかという感じがしますね。文化庁が独立してから一五年で、まだまだ一五歳ですから、これから文化行政をやっていく場合には少し出過ぎるくらいでもいいから積極的に取り組んでいただきたい。

浦山　このあいだ地域におけるスポーツ、文化、芸術の振興策を各省庁が集まってまとめたわけですが、広い意味での文化に関する施策は、各省かなりやっていますね。広い視野から文化に取り組んでいくことに文化庁も積極的に参加していくことが、今後さらに必要になるだろうということですね。

安達　文化行政長期総合計画懇談会でも、文化行政の間口は広いから、他の省庁でやっているものについても積極的に発言をしてやっていくべきだという提言がありました。

濱田　地方の文化施設が各地にでき、美術館もたくさんできましたが、収蔵品が非常に少ないという問題があります。昨年文化庁で全国の美術館の持っている収蔵品をリストアップして収蔵品目録を作ったわけですが、今度はその収蔵品の交流も非常に大切な問題になってくるのではないでしょうか。そういうことをしないとなかなか各地の美術館の一本立ちというのは難しいのではないかと思います。その場合文化庁はそのような交流展の調整の音頭をとることが重要な課題になるかもしれませんね。

内村　どの国の文化だって欠陥はあるのですが、日本人は自国の文化にどうも自信を持ちませんね。私、国語の問題でもそのことを言ってるんですが、国語だけでなく文化全般についても、もっと自信を持てるように考えていきたいですね。

浦山　きょうは長時間にわたり、大変貴重なお話をいただきありがとうございました。今後の文化行政に今日のお話を大いに参考にさせていただいて努力してまいりたいと思います。

◇資　料◇

文化庁15年史年表

年	月　日	事　　項
昭和43年	6・15	文化庁設置。
	9・15	「文化庁月報」創刊。
	10・1	明治百年記念芸術祭祝典開催。
	10・11	東京国立博物館東洋館開館。
	10・17	川端康成，ノーベル文学賞受賞決定。
	11・19	文化財の保存に関するユネスコ勧告採択。
昭和44年	3・31	国宝中尊寺金色堂修理竣工。
	6・11	東京国立近代美術館新館開館。
	6・13	第1回地方芸術文化振興会議開催。
	8・30	スイス，西独巡回日本古美術展開催。
昭和45年	3・14	大阪で万国博覧会（期間中万国博美術館で世界の美術展開催）。
	5・6	著作権法公布（46.1.1施行。保護期間50年となる。）。
	5・27	東京国立近代美術館フィルムセンター開館。
	8・24	文化政策に関する政府間会議，ベニスで開催。
	10・20	文化財保護審議会「飛鳥，藤原地域における文化財の保存および活用のための基本方策について」答申。
	11・5	「文化財保護の現状と問題」刊行（文化財保護法施行20周年）。
	11・5	ボストンで禅林美術展開催。
	11・14	ユネスコ総会で，文化財の不法な輸入・輸出および所有譲渡の禁止および防止の手段に関する条約採択。
	12・18	「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」閣議決定。
	12・24	著作権審議会設置。
昭和46年	5・26	移動芸術祭・同巡回公演発足。
	6・21	(財)文化財建造物保存技術協会設立，修理技術後継者養成を開始。
昭和47年	3・7	アジア地域文化財専門家会議，東京で開催。
	3・21	奈良県高市郡明日香村の高松塚古墳で壁画発見。
	4・27	アジア地域文化統計会議，バンコクで開催。
	6・28	国語審議会「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付

		け方」を答申，「国語の教育の振興について」を建議。
	6・29	芸術文化懇談会設置。
	7・ 2	文化テレビ放送「美をもとめて」放映開始。
	7・20	優秀映画製作奨励金交付制度発足。
	9・ 6	米国巡回日本名陶百選展開催。
	12・20	第二国立劇場（仮称）設立準備協議会（第１回）開催。
昭和48年	4・28	奈良国立博物館新陳列館開館。
	5・ 7	移動芸術祭・同巡回公演（春季公演）発足。
	6・—	「文化庁のあゆみ」刊行（文化庁創設５周年）。
	6・18	当用漢字音訓表，送り仮名の内閣訓令・告示。
	12・10	アジア地域文化政策政府間会議，インドネシアで開催。
昭和49年	2・19	日本語教育推進対策調査会「外国人に対する日本語教育の推進の具体策について」報告。
	3・28	第１回平城宮跡保存整備委員会開催。
	4・11	奈良国立文化財研究所に埋蔵文化財センター新設。
	4・20	モナ・リザ展，東京国立博物館で開催。
	5・27	中央教育審議会「教育・学術・文化における国際交流について」答申。
	6・15	長官官房国際文化課，学術国際局へ移管。
	8・—	こども芸術劇場はじまる。
昭和50年	2・12	ニューヨークで桃山美術展開催。
	3・ 3	ベルヌ条約パリ改正条約公布及び世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）設立条約公布。
	3・13	文明問題懇談会第１回会合（文部大臣私的懇談会）。
	3・15	奈良国立文化財研究所飛鳥資料館開館。
	7・ 1	改正文化財保護法公布（施行10．1）。
	7・31	文化行政長期総合計画懇談会第１回会合開く。
	10・ 1	無形文化課を無形文化民俗文化課へ。
	10・23	アジア民族芸能祭（芸術祭30周年記念）開催。
	10・24	ケルンで書の美展開催。
昭和51年	3・31	日本語教育推進対策調査会「日本語教員に必要な資質能力とその向上策について」報告。
	5・12	こども向けテレビ用優秀映画製作奨励金交付制度発足。
	9・ 8	ニューヨーク，シアトルで神道美術展開催。
	10・ 1	国立国語研究所に日本語教育センターを設置。
昭和52年	3・23	文化行政長期総合計画懇談会まとめ公表。
	4・28	アメリカで日本伝世東洋陶磁展開催。
	6・ 7	芸術家国内研修員制度発足。

	7・30	第１回全国高等学校総合文化祭千葉市で開催。
	8・ 3	万国著作権条約パリ改正条約公布。
	9・17	第１回日本民謡まつり（芸術祭特別公演）開催。
	10・15	国立国際美術館開館。
	11・15	東京国立近代美術館工芸館開館。
昭和53年	3・ 6	第１回包括宗教法人等管理者研究協議会開催。
	6・15	「文化行政の歩み」刊行（文化庁創設10周年）。
	6・27	文化庁創設10周年記念功労者表彰式。
	9・19	稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌文字発見。
	10・ 1	西ドイツ巡回日本陶磁名品展開催。
	10・—	芸術祭大阪公演発足。
	11・ 3	第１回ミュージック・フェスティバル（芸術祭特別公演）開催。
昭和54年	1・23	奈良市で太安萬呂の墓，墓誌などを発見。
	3・19	日本語教育推進施策調査会「日本語教育の内容・方法の整備充実に関する調査研究について」報告。
	3・22	国立劇場演芸資料館開場。
	6・ 8	中央教育審議会「地域社会と文化について」答申。
	9・30	国宝東大寺金堂修理竣工。
	11・ 2	国立西洋美術館新館開館。
昭和55年	2・ 7	アメリカで円山四条派絵画展開催。
	4・ 5	奈良国立博物館仏教美術資料研究センター設置。
	5・19	国有財産中央審議会，第二国立劇場用地として東京工業試験場跡地を答申。
	7・—	こども芸術劇場，青少年芸術劇場の離島・へき地公演発足。
	7・—	京都国立博物館文化財保存修理所業務開始。
	9・13	アメリカで琳派絵画展開催。
昭和56年	3・23	国語審議会「常用漢字表」を答申。
	4・ 3	京都国立博物館京都文化資料研究センター設置。
	4・14	国立歴史民俗博物館，国立大学共同利用機関として設置。
	6・—	自由民主党文化振興に関する特別委員会「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」提言。
	6・19	第二国立劇場（仮称）設立準備協議会，設置構想概要及び建築規模を報告。
	9・14	アメリカで法隆寺宝物展開催。
	10・ 1	「常用漢字表」内閣訓令・告示。
	10・24	京都冷泉家文庫調査で国宝，重文級を多数確認。

昭和57年	12・17	飛鳥水落遺跡の漏刻遺構発表。
	4・6	東京国立博物館に資料部設置。
	7・26	第二回世界文化政策会議，メキシコで開催。
	9・8	アメリカで日本彫刻展開催。
	11・1	木造文化財の保存に関する国際研究集会。
	11・30	桜井市山田寺跡の回廊建物遺構発掘。
昭和58年	3・15	アメリカで日本美術におけるリアリズム展開催。
	3・18	国立歴史民俗博物館開館。
	6・10	各省連絡会議「地域のスポーツ，文化，芸術の振興に関する施策について」報告。
	6・17	芸術祭懇談会設置。
	9・15	国立劇場能楽堂開場。
	9・22	アメリカで絵巻物展開催。

◎資　料◎

文化庁予算の伸び

区分／年度	文化庁 予算額	文化庁 増加率	A/C (シェア)	A/B (シェア)	文部省所管 予算額	文部省所管 増加率	B/C (シェア)	国の一般会計 予算額	国の一般会計 増加率
	(A) 百万円	%	%	%	(B) 百万円	%	%	(C) 百万円	%
43	4,960	1.1	0.09	0.76	652,496	11.6	11.2	5,818,598	17.5
44	5,492	10.7	0.08	0.74	742,228	13.8	11.0	6,739,574	15.8
45	6,752	22.9	0.08	0.80	845,588	13.9	10.6	7,949,764	18.0
46	8,808	30.5	0.09	0.89	984,844	16.5	10.5	9,414,315	18.4
47	11,265	27.9	0.10	0.95	1,181,155	19.9	10.3	11,467,681	21.8
48	14,342	27.2	0.10	1.01	1,420,053	20.2	9.9	14,284,073	24.6
49	17,335	20.9	0.10	0.98	1,774,180	24.9	10.4	17,099,430	19.7
50	21,173	22.1	0.10	0.88	2,403,599	35.5	11.3	21,288,800	24.5
51	23,814	12.5	0.10	0.86	2,759,831	14.8	11.4	24,296,011	14.1
52	27,868	17.0	0.10	0.89	3,140,942	13.8	11.0	28,514,270	17.4
53	33,406	19.9	0.10	0.92	3,617,416	15.2	10.5	34,295,011	20.3
54	38,521	15.3	0.10	0.95	4,036,737	11.6	10.5	38,600,143	12.6
55	40,025	3.9	0.09	0.94	4,266,838	5.7	10.0	42,588,843	10.3
56	39,630	△1.0	0.08	0.89	4,468,677	4.7	10.0	46,788,131	9.9
57	39,901	0.7	0.08	0.87	4,584,834	2.6	9.2	49,680,837	6.2
58	40,005	0.3	0.08	0.88	4,533,753	△1.1	9.0	50,379,603	1.4

次号目次

特集　南極観測事業の現状

我が国の南極観測事業　永田　武

座談会

南極観測事業に期待する

（出席者）西堀栄三郎・平澤　威男・蜂須賀弘久

保坂　一郎・（司会）長谷川善一

南極における観測事業の現状　楠　宏

南極・国際共同研究　倉沢　一

南極の海洋生物　根本　敬久

医者の観た南極　芦山　辰朗

観測船「ふじ」の経験と

「しらせ」への期待　佐藤　保

資料

歴年表

地図

「しらせ」の性能等

基本方針　五一・三

編集後記

▽スポーツの秋、芸術の秋、実りの秋――秋は、運動会や文化祭などの行事の多い季節でもある。

▽さて、文化庁が創設されて、今年で一五年。本号では、この間の文化行政の歩みをたどってみた。

▽近年、心の豊かさに対する国民の要請が高まり、日常生活においても、文化面での対応の必要性が広く認識されるようになってきた。昭和五四年の中教審答申（地域社会と文化について）では、国民が日常生活の中で自己の向上のために行う自発的な営みを、〝文化活動〟ととらえ、地域社会における文化活動の基本的な考え方と文化行政の視点などについていくつかの提言をしているが、その中で、文化活動に関する住民の多様な要請に適切に対応するためには、民間の活力に期待しつつも、行政の果たすべき役割、とりわけ教育委員会の責任は大きいとしている。

▽ちなみに、広辞苑によれば、文化とは、人間が学習によって社会から習得した生活の仕方の総称。衣食住を初め技術・学問・芸術・道徳・宗教など物心両面にわたる生活形成の様式と内容を含む、とある。前述の中教審答申でも指摘しているように、地域の特性や伝統を考慮しつつ多様な行政の展開〟が望まれるゆえんでもある。

（企画室）

MEJ　61　月刊　「文部時報」　10　月　号　第1277号

著作権所有　文部省　昭和58年10月5日　印刷　昭和58年10月10日　発行

発行所　株式会社ぎょうせい　定価250円　（〒50円）

本社　東京都中央区銀座7丁目4番12号（郵便番号　104）

（営業所）東京都新宿区西五軒町52番地（郵便番号　162）

電話　東京（268）2141（代表）

振替口座　東京9－161番

印刷所　株式会社行政学会印刷所

年間購読料3000円　（〒共）

・ただし，増大号，臨時号の場合は別に代金を申し受けます

・なお，購読のお申し込みは直接営業所またはもよりの書店にお願いします